

## 沖縄県警察機動装備隊設置運用要綱

(平成8年12月27日沖例規務第6号／生企第5号／捜一第8号／交企第6号／備一第3号)

改正 前略・・・平成30年3月30日沖例規務第4号

阪神・淡路大震災、地下鉄サリン事件等の教訓から、各種装備資機材を整備してきたが、現状は、これらの装備資機材が有効・総合的に運用されていないことに加え、事案発生時に必要な装備資機材を迅速に現場搬送できる体制及び装備資機材を活用した現場警察活動の支援体制が確立されていない等から装備資機材の効果的活用と現場警察活動をサポートする組織の確立を目的として、機動装備隊を設置することに伴い、同隊の設置運用等について必要な事項を定めるため、要綱を制定するものである。